

令和6年度副業・兼業人材確保事業費補助金募集要項

令和6年度副業・兼業人材確保事業費補助金について、交付を希望される場合は、下記により申請ください。

1 目的

県は、中小企業等が専門的な知識を有する人材を受け入れることを支援するため、副業・兼業人材確保事業を行う中小企業等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

2 補助対象者

県内に主たる事業所を有し、常時使用する従業員の数が1,000人未満である会社、個人事業主、組合等。ただし、以下に該当する場合は対象外とします。

- (1) 各種助成金等の不正受給の履歴がある場合
- (2) 静岡県税等法令等で義務付けられている諸税の滞納がある場合
- (3) 労働関係法令違反の履歴（過去3年間）がある場合
- (4) 暴力団又は暴力団員と関係を有している場合

3 補助の対象となる事業：副業・兼業人材確保事業

静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点と、拠点に登録のある人材紹介会社の連携による仲介又はプロフェッショナル人材戦略全国事務局とパートナーシップ協定を締結している大企業との連携によって、県内外の副業・兼業人材を県内の事業所に受け入れる

副業・兼業人材

中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、経営の強化につながるような活躍が期待できる者として当該中小企業等が受け入れようとする人材であって、業務委託契約等に基づき職務や期間を限定してその業務に従事する者

4 補助の対象及び補助率

次の表に掲げるとおり。中小企業等1社につき1年度内に1回限りとし、副業・兼業人材1人まで。

補助の対象	補助率（額）
中小企業等が負担する以下の経費 ・ 副業・兼業人材を確保するための人材紹介手数料 ・ 県外の副業・兼業人材が、居住地等から県内の事業所等を訪れて業務に従事する場合に要する旅費（交通費及び宿泊費。以下、同じ）。ただし、1回の往復移動に伴う交通費の実費負担が1万円未満の場合を除く。旅費の算定は、静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年静岡県条例第48号）に基づき算出した額又は実費のいずれか低い額とする。	左に掲げる経費の2分の1以内とし、副業・兼業人材1人当たり300千円を限度とする。

5 交付申請書の提出について

(1) 提出書類（各1部）

- | | | |
|---------------------------------|--------|--------|
| ア 交付申請書（プロフェッショナル人材確保事業費補助金交付要綱 | 様式第1号） | |
| イ 事業計画書（ | ” | 様式第2号） |
| ウ 収支予算書（ | ” | 様式第3号） |

エ 副業・兼業人材の職務経歴書等、中小企業等が必要とする知識を有することが確認できるものの写し

オ 誓約書（別紙様式）

カ 県内に主たる事業所を有することが確認できるものの写し

キ その他知事が必要と認める書類

* 補助金振込み先口座が県に登録されていない場合又は登録済みの口座を変更する場合は、ア～キに加えて、次のクの書類を提出してください。

ク 口座登録申出書（「口座振替による支払及びファックスによる口座振替通知登録申出書」）

(2) 提出期限

雇い入れ開始日の2週間前（必着）

ただし、令和7年2月28日までに事業完了（人材紹介手数料の支払）ができる場合に限り
ます。（*予算等の状況により期限前に締め切ることがあります。）

(3) 提出方法

下記提出先まで持参又は郵便若しくは電子メールで送付してください。

なお、持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの時間とし、郵送の場合
は、記録が残る方法（書留等）で行ってください。

6 補助事業者の採択について

県は、対象事業者要件、事業計画の妥当性及び経費積算の適切性等の観点から審査を行い、
補助事業者を採択し、交付決定をします。

7 補助金の申請から支払いまでのスケジュール

交付申請の提出 （募集期間）	雇い入れ開始日の2週間前までに提出してください。 ただし、令和7年2月28日までに事業完了（補助対象経費の支払）が できる場合に限り ます。 *予算等の状況により、期限前に締め切ることがあります。
交付決定通知	交付申請書類提出日からおおむね2週間後
事業実施期間	令和7年2月28日まで
実績報告書の提出	事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月28日 のいずれか早い日まで
交付確定通知	実績報告書提出日からおおむね2週間後
請求書提出	交付確定通知書が到着した日から起算して10日を経過した日又は令 和7年3月15日のいずれか早い日まで
補助金の支払い	請求書受領日からおおむね30日後

【申請書類の提出先及び問い合わせ先】

名 称：静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課

所在地：〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁東館7階）

電話番号：054-221-2825

メール：roudou-koyou@pref.shizuoka.lg.jp